

## 令和6年度 定時総会のご報告



令和6年6月11日午後3時30分から、公益社団法人東京労働基準協会連合会の令和6年度定時総会が上野精養軒において開催されました。

十河会長のあいさつに続いて定款第14条第4項に基づき十河会長が議長に就任し、資格報告の後、議事に入りました。議長から令和5年度の事業報告、収支・決算報告及び理事・監事選任の件について提案がなされ、上島専務より詳細な報告があり、審議の結果、いずれも異議なく承認されました。

主な決議事項の内容は次のとおりです。

### 令和5年度事業報告要旨

- (1) 東京労働局と共催して行っている「東京産業安全衛生大会」は、対面開催が復活し、一橋ホールにおいて500人を超える参加者を得て表彰式、特別講演、事例発表が行われました。
- (2) 東京労働局・東京産業保健総合支援センターと共催して行っている「産業保健フォーラム」は、令和5年10月に江東区の「ティアラこうと



第26回 桃樹のちょこっと用語  
「産業保健フォーラム  
IN TOKYO 2024」  
どんな意味？  
答えは、この8月号のどこかに。

- ◆ 令和6年度定時総会のご報告 ..... 1
- ◆ 建設事業者の皆様へ労働時間等説明会を開催します .. 7
- ◆ 令和5年定期健康診断実施結果について ..... 4
- ◆ 令和5年の申告事案の概要・送検状況 ..... 9・12
- ◆ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中 ..... 6
- ◆ 令和6年度東基連衛生管理者協議会第1回研修会のご案内  
今、直面する「自律的」化学物質管理の転換点 ..... 14

- う」において対面開催しました。会場では750名を超える参加者を得て盛況のうちに終了いたしました。
- (3) 東基連衛生管理者協議会は第1回研修会を9月5日、第2回研修会を3月6日に、対面とオンラインのハイブリッドで開催し、それぞれ78名、86名が参加。充実した研修会となりました。
- (4) 安全衛生教育事業では、新型コロナウイルス感染症が5類になったことから、定員を従前に戻したことにより、安全衛生関係の技能講習、特別教育等については554回(前年度は570回)実施、その受講申込者数は23,737人(前年度は18,068人)となりました。
- (5) 各支部は、地域のニーズに応じて労務関係実務講座等を開催しましたが、令和5年度は実施体制が脆弱な一人事務局長の支部が連携・共催して開催する講習会に積極的に取り組み、多くの参加者を得て成功裡に終えることができました。

## 令和5年度収支・決算報告要旨

当連合会の令和5年度における事業活動収支は、資格付与等講習会の受講者が増えたことに伴い、経常収益が約6億5,804万円余(前年度約5億9,635万円余)、経常費用は約6億0,717万円余(前年度約6億0,514万円余)で、経常収支増減額は正味財産ベースで約5,086万円の増収となりました。

貸借対照表では、資産合計は8億6,987万円余、うち流動資産が2億6,585万円余で、負債合計は2億0,481万円余、うち流動負債は8,599万円余となっており、流動資産と流動負債の均衡からみて、財務の健全性は保たれているものと判断しています。

## 理事・監事選任

令和6年度は役員改選期であり、任期満了に伴う理事及び監事の選任が行われ、理事22名、監事2名が新たに選任されました。

総会終了後、令和6年度第2回理事会が開催され、役員が選定されました。

令和6年度の会長(代表理事)、副会長(代表理事)、副会長、理事、監事は次の方々です。

※各企業での役職名は、6月11日当時のものです。

**会 長**  
(代表理事) 十河 英史 日本製鉄株式会社 執行役員

**副 会 長**  
(代表理事) 宮 健司 大日本印刷株式会社 代表取締役専務

**副 会 長** 三原 隆正 株式会社東芝 執行役上席常務

**副 会 長** 池田 渉 JFEスチール株式会社 常務執行役員

**副 会 長** 瀬尾 明洋 株式会社IHI 取締役常務執行役員

**副 会 長** 藤本 達也 日本通運株式会社 専務執行役員  
関東甲信越ブロック地域総括  
兼 関東甲信越ブロックロジスティクスビジネスユニット長  
兼 関東信越エリア担当

**副 会 長** 直木 敬陽 全日本空輸株式会社 代表取締役専務執行役員

**副 会 長** 松永 恭興 株式会社日立製作所 人財統括本部人事勤労本部長  
兼 エンployーリレーション部長

**副 会 長** 福原 真一 株式会社クボタ 東京本社 常務執行役員・環境事業部長・水循環事業ユニット長

**理 事** 三好 忠満 (公社)東基連 中央労働基準協会支部長



十河会長

- 理事 奥村 英雄 日本製鉄株式会社 執行役員 人事労政部長  
(公社)東基連 上野労働基準協会支部長  
TOPPAN ホールディングス株式会社 執行役員  
人事労政本部長
- 理事 外山 博光 (公社)東基連 王子労働基準協会支部長  
城北信用金庫 人事部長
- 理事 井上 浩 (公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部長  
大東工業株式会社 代表取締役
- 理事 深見 靖也 (公社)東基連 亀戸労働基準協会支部長  
株式会社 IHI 人事部本社人事グループ長
- 理事 上坪 伸二 (公社)東基連 江戸川労働基準協会支部長  
第一三共株式会社 葛西研究開発センター  
事業場長代行
- 理事 濱田 圭佐 (公社)東基連 八王子労働基準協会支部長  
コニカミノルタ株式会社 総務部  
総務企画グループリーダー
- 理事 小林 信次 (公社)東基連 立川労働基準協会支部長  
日本航空電子工業株式会社 総務人事部  
昭島総務エグゼクティブエキスパート
- 理事 佐藤 勝 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部長  
トヨタ S&D 西東京株式会社 次席執行役員
- 理事 朝長 正隆 (公社)東基連 三鷹労働基準協会支部長  
横河電機株式会社 執行役員 人財総務本部長
- 専務理事 上島 卓司 公益社団法人東京労働基準協会連合会
- 常務理事 工藤 滝光 公益社団法人東京労働基準協会連合会
- 常務理事 古賀 睦之 公益社団法人東京労働基準協会連合会
- 監事 清田 太三 大成建設株式会社 東京支店 安全・環境部長
- 監事 川口 幸子 多摩信用金庫 常勤理事

総会及び理事会終了後、来賓の東京労働局長美濃芳郎様、中央労働災害防止協会理事長竹越徹様、全国労働基準関係団体連合会総務部長高淵憲一様からご祝辞をいただき、滞りなく終了いたしました。

その後、5年ぶりに懇親会を開催し、東京労働局労働基準部長、労働基準部各課長及び都内各監督署長にもご臨席いただき、なごやかに歓談できました。

今後も、当連合会及び各支部は、他の地区労働基準協会や関係行政機関と連携の推進による体制の強化を図り、労働災害防止・健康確保対策及び労働条件の確保・改善対策推進等の普及促進、各種技能講習会や安全衛生関係教育の充実、喫緊の課題である働き方改革の実現に向けた取組を推進していくこととしています。引き続き皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。



美濃局長



竹越理事長



高淵総務部長

# 令和5年 定期健康診断実施結果について

東京労働局 労働基準部 健康課

令和5年定期健康診断実施結果がまとまりました。これは、事業場から所轄労働基準監督署へ提出された「定期健康診断結果報告書」を取りまとめたものです。

## 1 定期健康診断業種別有所見率(全国・東京)

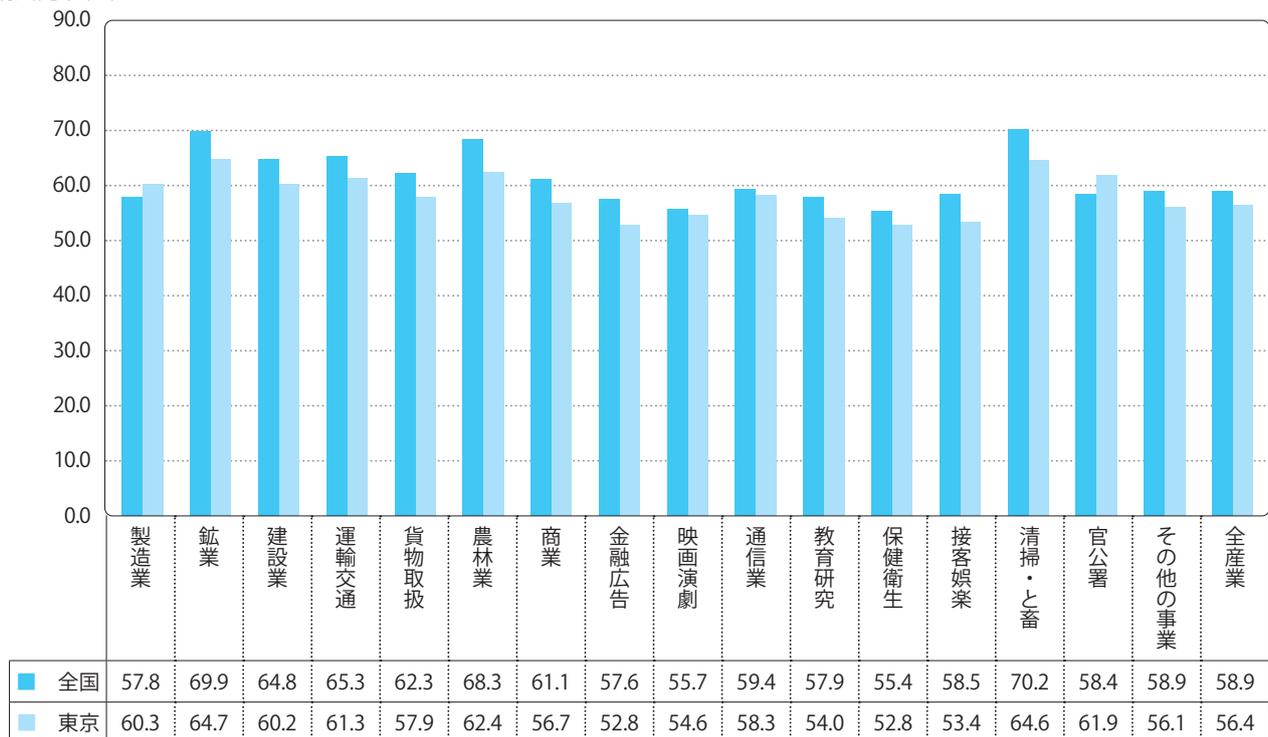
(1) 全国の定期健康診断の有所見率は、全体で58.9%となっています。

業種別にみると、「清掃・と畜業」が70.2%で最も高く、続いて、「鉱業」が69.9%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「保健衛生業」が55.4%で最も低く、続いて、「映画演劇業」が55.7%となっています。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は、全体で56.4%となっています。

業種別にみると、「鉱業」が64.7%で最も高く、続いて、「清掃・と畜業」が64.6%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「保健衛生業」と「金融広告業」が52.8%で最も低く、続いて、「接客娯楽業」が53.4%となっています。

有所見率(%)



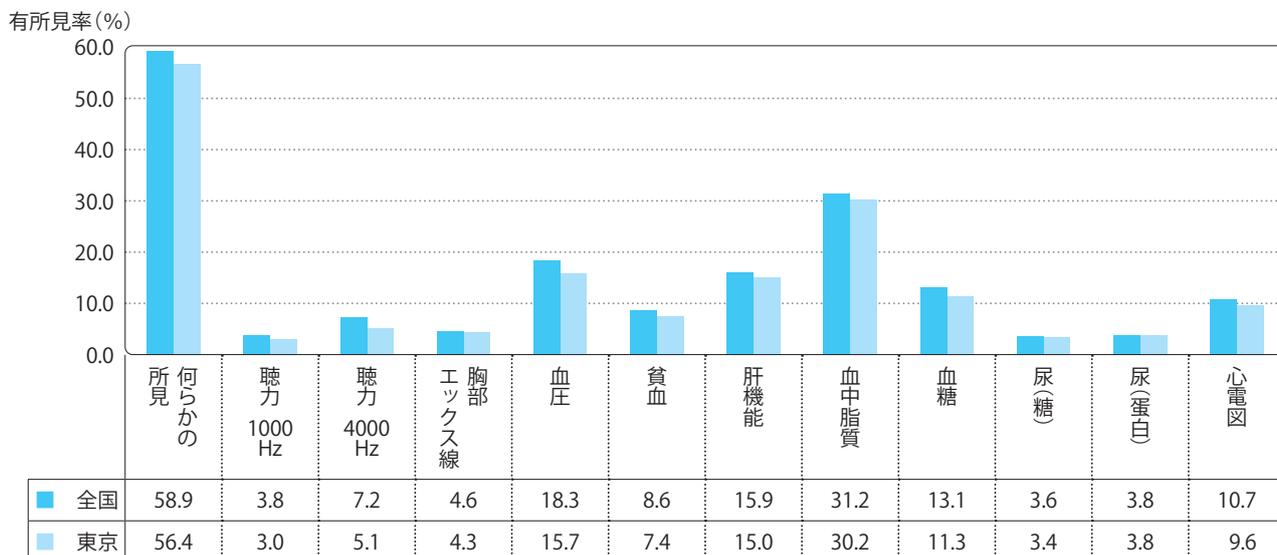
## 2 健康診断項目別有所見率の経年変化(全国・東京)

(1) 全国の定期健康診断の有所見率は減少から転じて、令和5年は前年より0.7ポイント増加して58.9%となっています。「血中脂質」、「血压」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては31.2%、「血压」においては18.3%、「肝機能」においては15.9%となっております。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は減少から転じて、令和5年は前年より0.3ポイント増加して56.4%

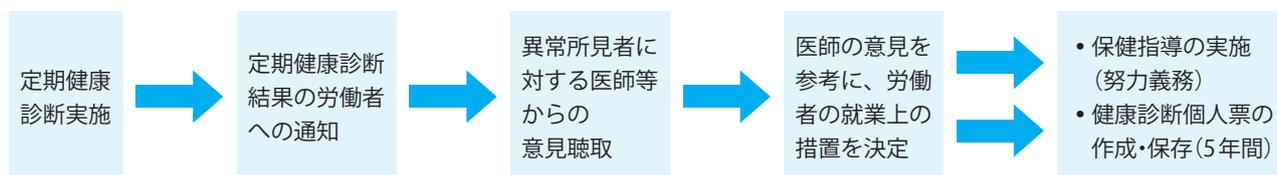
となっています。また、全国と比較して2.5ポイント低くなっています。全国と同様に「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては30.2%、「血圧」においては15.7%、「肝機能」においては15.0%となっております。

健康診断実施後の事後措置の実施はもとより、保健指導等の実施についても勧奨します。



### 3 定期健康診断実施における留意事項

- (1) 定期健康診断項目の省略は、医師が必要でないと認めるときのみ可能です。
- (2) 定期健康診断実施後は以下により、事後措置を行ってください。



### 4 定期健康診断結果報告書提出等についてのお願い

- (1) 定期健康診断実施後、労働者数が50人以上の事業場は、産業医による意見聴取後遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。なお、報告書については、厚生労働省のホームページから印刷できます。
- (2) 報告書の提出先は、労働者数が50人以上の事業場が複数ある場合でも、企業全体の労働者分を一括しないで、それぞれの事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。

# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン実施中

東京労働局では取組を一層強化しています！（令和6年5月～9月）



東京労働局 労働基準部 健康課

- 暑さ指数(WBGT)を把握しましょう
- 暑さ指数に応じた対策をとりましょう
- 職場を巡視しましょう

### 暑さ指数の把握

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握しましょう。  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効です。



暑さ指数の実況と予測  
(環境省熱中症予防情報サイト)



暑さ指数の  
計算方法は  
こちら

### 暑さ指数に応じた対策

- 屋根、冷房設備、ミストシャワー等、暑さ指数を低減するための設備の設置
- 冷房を備えた休憩場所や日陰など涼しい休憩場所の設置
- 透湿性、通気性の良い服装、身体を冷却する機能を持つ服の着用
- 暑さ指数に応じた作業計画に基づく休憩や作業中止
- 暑さに慣らすため7日以上かけて作業時間を調整
- 水分・塩分の定期的な摂取



熱中症予防対策にご活用ください  
オンライン講習動画、関係資料を掲載したポータルサイト  
「職場における熱中症予防情報」

- プレクーリング(作業開始前や休憩時間にも体温を低減)
- 糖尿病等疾患を持った方への健康診断結果に基づく医師の意見聴取
- 日常の健康管理(朝食の未摂取、寝不足、飲みすぎ)に注意)
- 作業中の健康状態の確認(管理者はもちろん作業員同士でも)

### 巡視～暑さ指数を確認し、次の事項を確認しましょう～

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さ指数に応じた作業計画となっているか
- 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### 異常時の措置～少しでも異常を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

熱中症の応急手当	前日のチェック	仕事前のチェック
いつもと違うと思ったら、すぐに <b>119</b> 番 救急車到着まで 作業着を脱がせ 水ぶき 全身を急速冷却	<input type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに <input type="checkbox"/> くっつき取る <input type="checkbox"/> 熱中症警報アラート確認	<input type="checkbox"/> よく眠れたか <input type="checkbox"/> 食事をしたか <input type="checkbox"/> 体調は良いか <input type="checkbox"/> 二日酔いしていないか <input type="checkbox"/> 熱中症警報アラート確認
	職場中のチェック	
	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける
	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける
	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける
	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける	<input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、扇風機をかける

働き方改革の実現に向けて **参加費無料**

# 建設事業者の皆様へ 労働時間等説明会を開催します(7~8月)

東京労働局 労働基準部 監督課

令和6年4月1日から、建設事業者の方々にも時間外労働の上限規制が適用されました。東京労働局では、東京都内18か所の労働基準監督署において、建設事業者向けの説明会を開催し、時間外労働の上限規制の説明、企業の取組事例、助成金等各種支援策の紹介などを行います。



- WEB開催署につきましては受付サイト(次のページにURLあり)をご参照ください(Microsoft Teamsを使用)
- 各会場の説明内容は労働時間等が中心ですが、会場によって多少異なります。
- 会場、開催日時、参加方法等につきましては労働基準監督署にご確認願います(次ページ)。

<b>江戸川監督署</b> ① 7/18(木) 14:00~16:00	<b>上野監督署</b> ① 7/22(月) 14:30~16:00 ② 8/22(木) 14:30~16:00	<b>新宿監督署</b> ① 7/23(火) 13:30~14:45 ② 7/25(木) 13:30~14:45	<b>渋谷監督署</b> ① 7/24(水) 14:00~15:30	<b>大田監督署</b> ① 7/24(水) 14:00~15:50 ② 7/29(月) 14:00~15:50
<b>王子監督署</b> ① 7/24(水) 14:00~15:30 ② 8/5(月) 14:00~15:30	<b>足立監督署</b> ① 7/25(木) 14:00~16:00	<b>亀戸監督署</b> ① 7/25(木) 13:30~14:45	<b>八王子監督署 町田支署</b> ① 7/25(木) 10:00~12:00	<b>池袋監督署</b> ① 7/26(金) 14:00~15:30
<b>三鷹監督署</b> ① 7/26(金) 14:00~16:00	<b>八王子監督署</b> ① 7/26(金) 14:00~16:00	<b>向島監督署</b> ① 7/29(月) 14:00~16:00	<b>中央監督署</b> ① 7/30(火) 14:00~15:20 <b>WEB開催予定</b>	<b>青梅監督署</b> ① 7/30(火) 14:30~16:00 ② 8/27(火) 14:30~16:00
<b>三田監督署</b> ① 8/5(月) 10:00~12:00	<b>品川監督署</b> ① 8/16(金) 14:00~15:30 ② 8/19(月) 14:00~15:30	<b>立川監督署</b> ① 8/22(木) 14:00~16:00		

事業主の皆様へ~ご活用下さい~

働き方改革特設サイト《はたらきかたススム》⇨



## 各労働基準監督署連絡先

監督署	連絡先	電話	監督署	連絡先	電話
中央労働基準監督署	方面係	03-5803-7381	足立労働基準監督署	方面係	03-3882-1188
上野労働基準監督署	方面係	03-6872-1230	向島労働基準監督署	方面係	03-5630-1031
三田労働基準監督署	方面係	03-3452-5473	亀戸労働基準監督署	方面係	03-3637-8130
品川労働基準監督署	方面係	03-3443-5742	江戸川労働基準監督署	方面係	03-6681-8212
大田労働基準監督署	方面係	03-3732-0174	八王子労働基準監督署	方面係	042-680-8752
渋谷労働基準監督署	方面係	03-3780-6527	立川労働基準監督署	方面係	042-523-4472
新宿労働基準監督署	方面係	03-3361-3949	青梅労働基準監督署	監督係	0428-28-0058
池袋労働基準監督署	方面係	03-3971-1257	三鷹労働基準監督署	方面係	0422-67-0651
王子労働基準監督署	方面係	03-6679-0183	八王子労働基準監督署町田支署	監督係	042-718-8610

WEB方式による開催については、労働局の受付サイトで参加を受け付けております。

次のワードで検索のうえ申し込みください。概ね一か月前から登録可能です。

労働局・労働基準監督署説明会受付サイト  <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

# 令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣 顕彰候補者(製造業等)」の募集について

一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績を挙げた職長、班長等、労働者を直接指揮する者を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国の産業の安全水準の向上を図ることを目的として、今年度も建設業以外の産業における安全優良職長に対する厚生労働大臣顕彰が実施されます。

当連合会は、一次審査団体として最大2名の候補者の方を推薦することができます。

以下の基準に該当される職長等がおられる事業場は、ぜひご応募していただきますようお願いいたします。なお、女性の方の積極的な選出にもご配慮願います。

## 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げる全ての事項に該当する者について行われます。

- 1 職長等としての実務経験が通算10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- 2 被顕彰者が、職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上 of 災害が発生していないこと。
- 3 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- 4 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承に積極的に活動していること。

詳細につきましては、当連合会のホームページをご覧ください。

(当連合会への応募締切：令和6年8月23日)

# 東京都内の労働基準監督署における 令和5年の申告事案の概要

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 美濃 芳郎)では、管下18労働基準監督署(支署)における令和5年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

## 申告事案の概要のポイント

### 1 申告受理件数 4,002件(前年比825件増)

令和4年に引き続き、2年連続で増加した。

### 2 申告内容(申告内容別の件数:4,508件)

賃金不払及び解雇の申告件数が増加した。

(1)賃金不払 **3,094件**(前年比671件増)

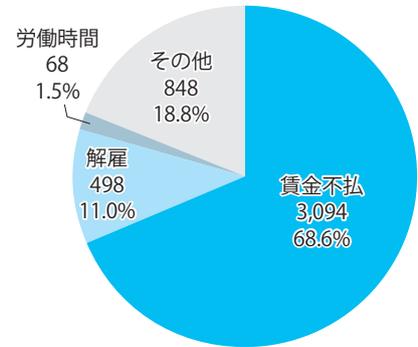
(2)解雇 **498件**(前年比114件増)

(3)労働時間 **68件**(前年比2件増)

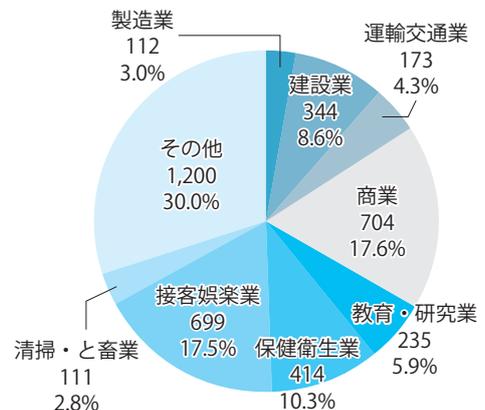
### 3 申告内容別・業種別の内訳(右の図)

注)労働者が複数の事項を重複して申告する場合がありますため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

申告とは、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者の置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。



申告内容別の件数 4,508件



業種別の件数 4,002件

## 1 申告受理件数

申告受理件数は4,002件で、前年と比べ825件(26.0%)増加しました。

### (1)推移

直近10年間における申告受理件数の推移を見ると、令和2年までは、長期的に緩やかな減少傾向を示し

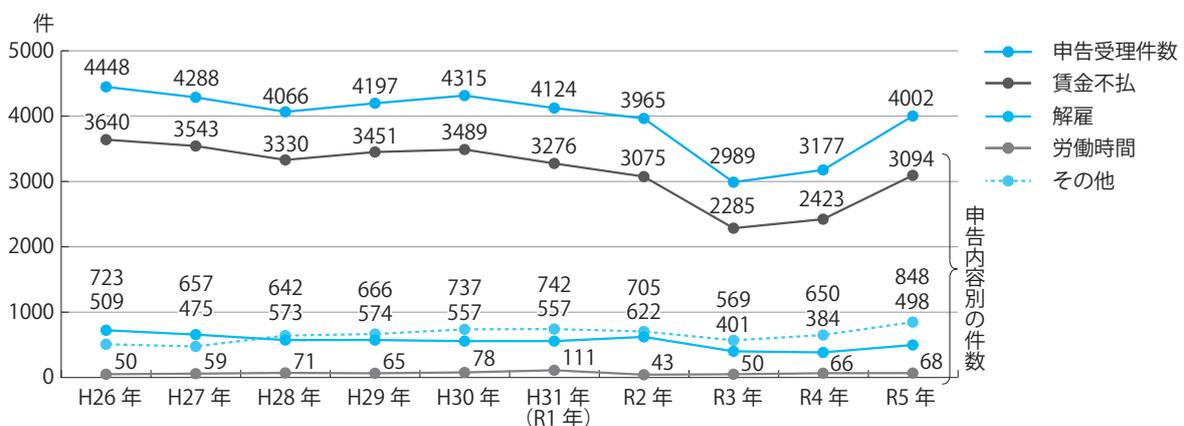


図1 直近10年間の申告受理件数の推移

注)労働者が複数の事項を重複して申告する場合がありますため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

ていましたが、令和3年に大きく減少しました。

その後、令和4年と令和5年は増加に転じました。

## (2) 申告の内容

申告受理件数を内容別にみると、賃金不払が3,094件(前年比27.7%増)で最も多く、その業種別の内訳は、接客娯楽業(18.6%)、商業(17.3%)、保健衛生業(10.0%)の順となっています。

次いで多いのは、解雇が498件(前年比29.7%増)となっており、その業種別の内訳は、商業(23.1%)、接客娯楽業(20.5%)、保健衛生業(8.0%)の順となっています。

## 2 申告の業種別内訳

申告受理件数を業種別にみると、商業が704件(全体の17.6%)と最も多く、次いで接客娯楽業が699件(全体の17.5%)、保健衛生業が414件(全体の10.3%)の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、商業で138件(24.4%)、接客娯楽業で108件(18.3%)増加するなど、全ての業種で増加しました。

表1 申告受理件数の業種別内訳

件数	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年	R4年	R5年
製造業	195	167	129	150	151	142	95	95	93	122
建設業	411	428	367	405	331	329	234	293	282	344
運輸交通業	183	162	175	167	192	181	167	131	129	173
商業	933	944	837	910	908	766	639	525	566	704
教育・研究業	159	153	156	191	208	211	199	168	155	235
保健衛生業	299	301	311	363	313	400	453	332	330	414
接客娯楽業	844	814	779	765	787	689	899	474	591	699
清掃・と畜業	140	146	144	116	118	103	128	88	79	111
その他	1,284	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883	952	1,200
合計	4,448	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989	3,177	4,002

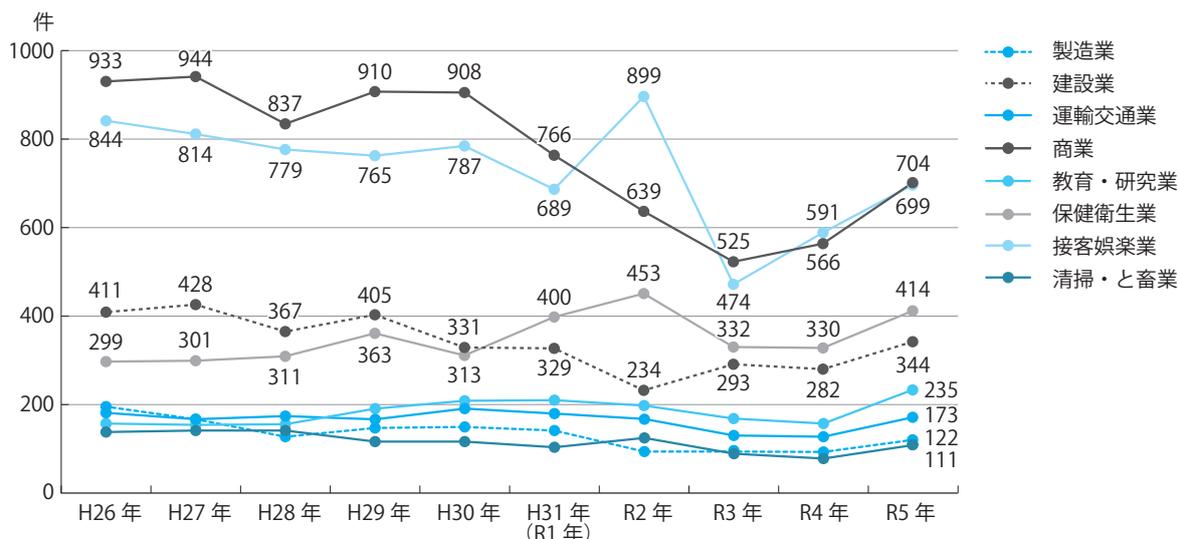


図2 業種別内訳の推移

表 2 申告による監督指導事例

違反事項	事例	違反事項	事例
定期賃金不払	退職した労働者から、15分未満の労働時間を切り捨てて賃金が計算されていたという申告を受け、調査したところ、事実であることが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(商業)	解雇	解雇された労働者から、30日に満たない予告日数で解雇されたにもかかわらず、30日に満たない予告日数分の平均賃金が解雇予告手当として支払われなかったという申告を受け、調査したところ、事実であることが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(保健衛生業)
割増賃金不払	退職した労働者から、割増賃金の支給額が法定を下回っているという申告を受け、調査したところ、深夜労働に対する割増賃金は支給されていたが、時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかった事実が判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(接客娯楽業)	労働時間	在職中の労働者から、36協定で締結した範囲を超えて時間外労働を行わせているという申告を受け、調査したところ、実際に協定時間を超える時間外労働が認められたため、是正勧告を行い、36協定の範囲内に収まるまで時間外労働が削減された。(警備業)



第 26 回 桃樹のちょこっと用語  
「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」

労働者の心の健康保持・増進、労使における健康確保に関する意識の啓発等を目的として、毎年秋に開催されているフォーラム。

主催者は、東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会、(独法)東京産業保健総合支援センターの3者。

後援は東京都、特別区長会、東京都市長会、東京経営者協会、連合東京など災害防止団体、業界団体等30団体を超える。

全国労働衛生週間期間中に行われる、東京におけるイベントとしては、最大規模のもの。

平成8年度に第1回を開催し、令和6年度で29回目を数える。

特別講演、事例発表の他、健康測定・相談・展示コーナーを設ける。

令和6年度は、10月9日に「ティアラこうとう」を会場に開催される予定。

# 令和5年度の東京労働局管内における送検状況について

労働時間・休日に関する送検件数が高い水準

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 美濃芳郎)は、東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)における令和5年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

## 1 概要

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)では、51件(前年度に比べ19件減少)の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働時間・休日に関する違反と労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反がそれぞれ9件で最も多く、次いで賃金・退職金不払に関する違反が8件となっています。

労働時間・休日に関する違反については、前年度より5件増加しており、過去10年間で3番目に多く、高い水準となっています。

なお、業種別でみると、建設業が12件で最も多く、次いで製造業が10件となっています。

## 2 違反事項の内容

### (1)労働基準法・最低賃金法違反………29件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは29件で、主な送検事項は、労働時間・休日に関する違反が9件、賃金・退職金不払に関する違反が8件、割増賃金不払に関する違反が5件、解雇の予告に関する違反が1件でした。

### (2)労働安全衛生法違反………22件

労働安全衛生法違反により送検したのは22件で、主な送検事項は、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が9件、労災かくしが7件でした。

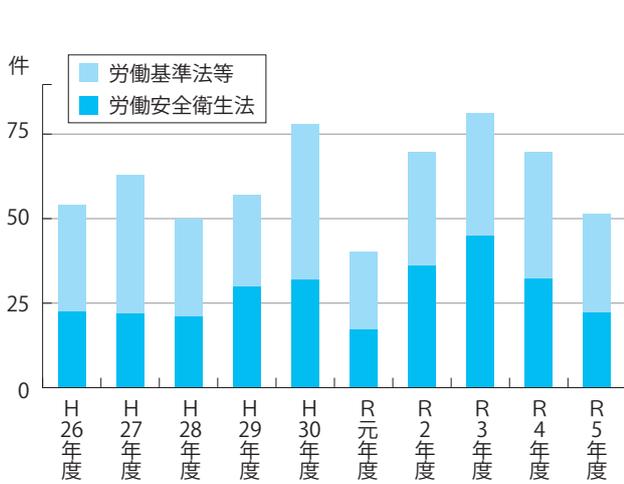
表1 過去10年間における送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					(参考) 強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金・退職金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2
R5年度	29	22	51	9	7	8	5	9	4

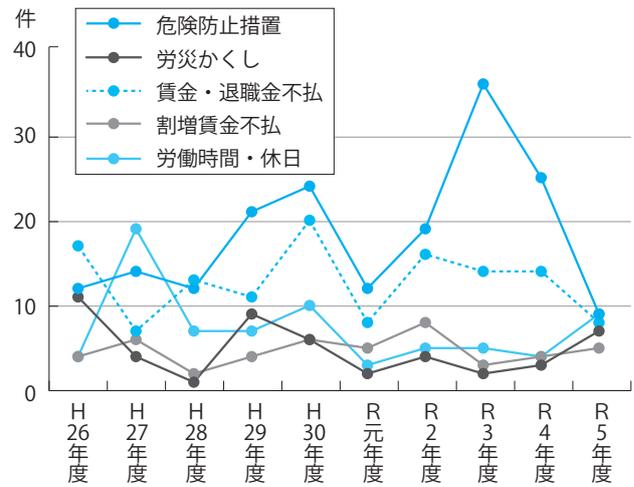
## 3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署(支署)では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたも

のや、②同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。



グラフ1 送検件数の推移(違反法令別)



グラフ2 送検件数の推移(主要違反事項別)

表2 違反法条別の前年度との比較

	令和5年度	令和4年度	増減	構成比(%)
労働基準法、最低賃金法関係	29	39	▲10	56.9%
賃金・退職金不払 (第23条、24条、最賃法第4条等関係)	8	14	▲6	15.7%
労働時間・休日(第32条、35条、36条、40条)	9	4	5	17.6%
割増賃金不払(第37条)	5	4	1	9.8%
解雇の予告(第20条)	1	5	▲4	2.0%
その他	6	12	▲6	11.8%
労働安全衛生法関係	22	31	▲9	43.1%
危険防止措置(第20条、21条等)	9	25	▲16	17.6%
作業主任者の選任等(第14条)	3	1	2	5.9%
就業制限(第61条)	1	1	0	2.0%
労災かくし(第100条)	7	3	4	13.7%
その他	2	2	0	3.9%
総処理件数	51	70	▲19	100.0%

表3 業種別

	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	教育 研究業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	その他	合計
労働基準法、最低賃金法関係	2		1	6	7	1	1	4	7	29
賃金・退職金不払 (第23条、24条、最賃法第4条等関係)	1			3			1		3	8
労働時間・休日(第32条、35条、36条、40条)	1			1	1			4	2	9
割増賃金不払(第37条)					4				1	5
解雇の予告(第20条)			1							1
その他				2	2	1			1	6
労働安全衛生法関係	8	12	1					1		22
危険防止措置(第20条、21条等)	5	3	1							9
作業主任者の選任等(第14条)	1	1						1		3
就業制限(第61条)	1									1
労災かくし(第100条)	1	6								7
その他		2								2
総処理件数	10	12	2	6	7	1	1	5	7	51
構成比(%)	19.6%	23.5%	3.9%	11.8%	13.7%	2.0%	2.0%	9.8%	13.7%	100.0%

# 今、直面する 「自律的」化学物質管理の転換点

衛生管理者がどのように関わればよいのか、一緒に考えましょう

日時	令和6年9月3日(火) 13時30分～16時30分(予定)
会場	中央労基協ビル4階ホール(千代田区二番町9-8)
定員	会場でのリアル参加 50名(申込先着順) Zoomによるオンライン参加 300名
参加費	無料

## 研修会の内容 最近の労働衛生行政の動向

講師 東京労働局 労働基準部 健康課長 坂本直己氏

## 自律的な化学物質管理の具体的展開～化学メーカーの取り組み事例の紹介～

講師 三菱ケミカル(株) Japan 人事部 健康支援 伊藤伸也氏

## 化学物質の自律的管理に向き合って

～研究教育機関の立場から見てきた課題と解決への方途～

講師 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師 津田洋子氏

## グループワーク

今回は、参加者同士の情報交換ができるグループワークを行います。

日頃の化学物質管理等における工夫や疑問などを共有し、課題解決の糸口を一緒に見つけませんか。(グループワークは会場のリアル参加者のみで実施します)

## 申込方法

本研修会は、東基連衛生管理者協議会の会員を対象としています。

本研修会への参加を希望される衛生管理者の方は、(公社)東京労働基準協会連合会(略称：東基連)のホームページ(<https://www.toukiren.or.jp/join01.html>)「東基連衛生管理者協議会入会のご案内」から入会申込書をダウンロードし、東基連まで入会をお申込みください。折り返し、研修会参加のWeb申込のご案内をメール送信致します。



## 備考

東基連衛生管理者協議会は、東基連の内部組織であり、東京都に所在する企業・団体等に勤務する衛生管理者であれば、どなたでも会員になれます。

なお、当協議会は東基連の公益事業として活動を行っており、設立以来、入会費・年会費・研修会参加費等は、一切頂いておりません。

## その他

現会員の方へは、郵送にてweb申し込みのご案内文書を送付します。

分からないことは、なんでも「<sup>はすみ</sup>蓮美部長」に聞いてみよう！

第27回

## 桃樹の「<sup>とうき</sup>労務・安全衛生 深掘り探訪記」

今こそ知ってほしい化学物質の新ルール

(「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」のメインテーマ)

私は「<sup>とうき</sup>桃樹」。東基連に入職し、4年目となりました。まだまだ勉強中の若輩者ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「<sup>はすみ</sup>蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

### 「化学物質管理強調月間」が創設される！

**桃樹さん** 蓮美部長、厚生労働省から「化学物質管理強調月間」の創設が発表されましたね。

**蓮美部長** 6月27日の報道発表ね。厚生労働省のホームページに掲載されています。

令和7年2月を第1回の「化学物質管理強調月間」として、「職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高め、化学物質管理活動を定着させることを目的に創設」と。

**桃樹さん** これから、毎年2月に実施するようになっていました。

それと、この月間のスローガンも募集されていますね。採用されると、ポスターやのぼりなどに掲載されるそうです。

**蓮美部長** 桃樹さんも、スローガンに応募してみたら。

**桃樹さん** 実は、応募しました。応募資格に「どなたでも応募できます」とあったので。スローガン応募の締め切りが8月2日(金)と期日も迫っていたので、先週、応募用紙を厚生労働省の応募窓口を送付しました。

**蓮美部長** あら、採用されると良いわね。金賞、銀賞、銅賞と決定するそうだから、楽しみですね。

**桃樹さん** はい。もし、もし、もし、採用されたらお祝いしてください。(笑い)

**蓮美部長** はい、はい、その時は盛大にお祝いしましょう(笑い)

さて。桃樹さん、スローガンも大切ですが、この発表のなかで「化学物質に関連の強い労働災害分析結果」が公表されているけど、そちらは読んでみましたか？

### 化学物質に関連の強い労働災害分析結果が、公表

**桃樹さん** これですね。先程の報道発表のなかで別紙とされています。

正式名称は「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」。

ちょっとタイトルが固いので、遠慮させていただきました。

**蓮美部長** 桃樹さん！ これはとても重要な分析結果よ。

この分析結果は、今回のスローガン募集の参考となるようにと発表されました。

この結果によると、食料品製造業、小売業・飲食店、清掃業など、今まで化学物質管理と関連が薄いと思われていた業種で多くの災害が発生していると。

桃樹さん えっ、そうなんですか？ 化学物質による災害というと、化学工業のメーカーや、金属製品製造業などで発生しているイメージが強いですが。

蓮美部長 そうじゃないことが、この分析結果に示されているの。

桃樹さん、化学物質に関連の強い労働災害というと、事故の型ではどのような型が挙げられますか？

桃樹さん そうですね。事故の型でいうと、「有害物等との接触」や「爆発」「火災」などでしょうか。

蓮美部長 その通りです。それでは、これらの災害は年間何件くらい発生していると思いますか？

桃樹さん うーん、これは分かりません。日本全国ですよ。うーん降参です。

蓮美部長 令和5年が542件、同4年が512件、同3年が472件、同2年が498件と、直近10年間で見ても年間500件前後で推移して、減少傾向はみられないの。

詳しくは、右の表を見てください。

桃樹さん うーん、確かに500人前後で推移して、減少傾向では無いですね。それと「有害物等との接触」が8割くらいと、多いですね。

事故の型	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有害物等との接触	397(11)	404(10)	430(8)	408(10)	442(2)	463(3)
爆発	39(5)	35(1)	34(2)	34(1)	34(5)	49(4)
火災	41(4)	95(37)	34(1)	30(8)	36(0)	30(1)
合計	477(20)	534(48)	498(11)	472(19)	512(7)	542(8)

厚生労働省ホームページ「別紙 化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」から加工して引用。以下の図も同様。

※( )内は死者数



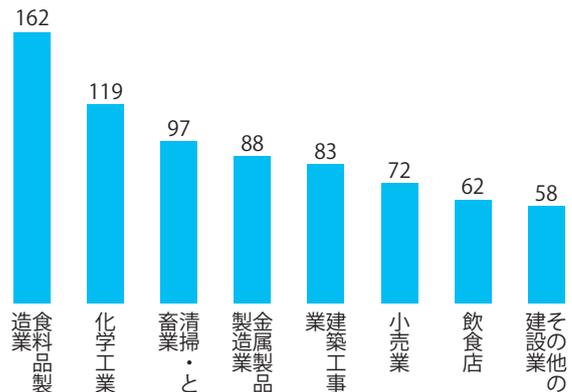
### 業種別では「食料品製造業」、「小売業・飲食店」が多い

蓮美部長 ここでは、「有害物等との接触」による労働災害3年分(令和元年～3年)の1229件について、詳細な分析をしているの。

その結果、業種別では「食料品製造業」が「162件」、「小売業・飲食店」が「134件」となり、「化学工業(119件)」、「金属製品製造業(88件)」より多いことが。

桃樹さん その他の業種では、どうでしょうか？

蓮美部長 「清掃・と畜業」が「97件」、「建築工事業・その他の建設業」で「141件」といった第3次産業や、建設業など幅広い業種で発生しています。



業種別発生状況(上位8業種)

桃樹さん なるほど！ 化学物質というと化学物質メーカーなどの専門的な業種で発生しているイメージがありますが、そうでは無いんですね。

蓮美部長 そうです。化学物質による労働災害は身近な場所で、多く発生しているんです。

### 洗剤・洗淨剤によるものが3割と圧倒的。清掃・洗淨作業中が多い。

桃樹さん 事故の型では、「有害物等との接触」とされていますが、これらの災害発生での「有害物」とは、具体的にどのような物が多いのでしょうか？

また、災害が発生するのは、どのような作業をしている時が多いのでしょうか？

蓮美部長 洗剤や洗淨剤は、厨房やビルメンテナンスを中心に様々な業種で使用されていますが、この「洗剤・洗淨剤」による労働災害が、全体の約3割(371件)を占めています。

次いで、「ガス(135件)」ですが、「消毒・除菌・殺菌・漂白」によるものも「108件」と多いです。

桃樹さん そうすると、どのような作業中に発生しているかということ、やはり清掃作業が多いのですか？

蓮美部長 そう、製造作業中の災害は、1割程度なの。それに対して「清掃・洗淨作業中」が約3割の「382

件」発生しています。

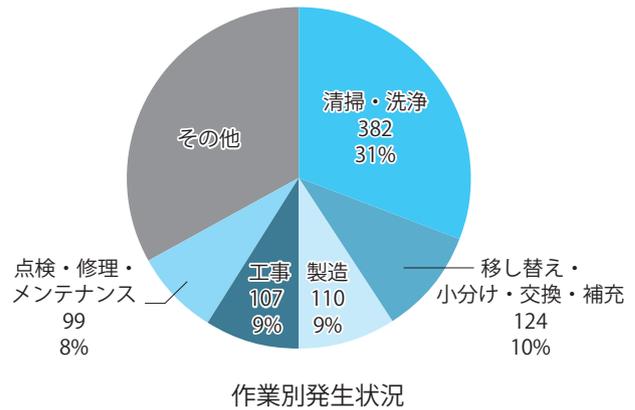
さらに、「移し替え・小分け・交換・補充作業中」が「124件」。「点検・修理・メンテナンス作業中」が「99件」と、それぞれ1割程度となっています。右の円グラフを参考にすると、分かりやすいわね。

桃樹さん うーん、こうやって見ると、メインである製造等の作業よりも、いわゆる非定常作業における労働災害が多いと言えますね。

蓮美部長 この分析結果では、労働災害発生件数が

多い10業種について、有害物別、作業別の分析を行っているので、是非、内容を確認して欲しいわね。

桃樹さん 災害事例も示されているのですか？



### 比較的典型的と考えられる災害事例

蓮美部長 そう、発生が多い製品や作業について、比較的典型的と考えられる事例を掲載しています。

桃樹さん いくつか紹介していただけますか。

蓮美部長 はい、では「食料品製造業」の災害事例です。

この災害は、「清掃・洗浄中」に、「腕」を「火傷」したものです。

発生状況は、フライヤーの油を洗浄するため、薬品をスポンジに浸してこすって汚れを落とす作業をしていたところ、手袋着用のみで腕カバーを付けていなかったため、薬品が袖口から腕に伝わり火傷したものです。

桃樹さん 手袋は着用していたが、腕カバーをしていなかったのですね。

蓮美部長 もう一つ、「食料品製造業」です。

この災害は、「消毒液調整」作業中に、「目」に消毒液が入り「角膜上皮びらん」となったものです。

発生状況は、使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを軽量カップで100cc入れたところ、液がはねて目に入ったもの。保護眼鏡は着用していなかったそうです。

桃樹さん 保護具の使用は大切ですね。

蓮美部長 次は、「小売業」での災害です。

これは「薬剤の補充」作業の際に、「腕・足」に薬剤が触れ、「火傷」したものです。

発生状況は、床洗浄のための薬剤の補充を一人で行おうと、薬剤容器のコックを捻った際に、コックの根本(蓋)が外れ、薬剤が外に流れ出した。薬剤の流出を止めようとした際に、両腕と両足に飛散し、火傷を負ったもの。

桃樹さん これも非定常作業ですね。

蓮美部長 「飲食店」の事例も紹介しますね。

この災害は、「清掃・洗浄」作業中に、「ひざ」に「化学熱傷、二次感染潰瘍」を負ったものです。

発生状況は、キッチン内の皿洗い場で、洗浄剤を用いた床の清掃作業において、ひざをついて作業をしたため、長ズボンを2枚重ねてはいていたが、浸透して皮膚まで洗浄剤がしみてしまい負傷したものです。

桃樹さん やはり、化学物質は危険ですね。

蓮美部長 その通りです。私達の身の回りには、化学物質がたくさんあります。これらに接触したりすることによる災害の防止も大切な取り組みです。

労働衛生の分野になりますが、安全と労働衛生は、労働者を守る車の両輪と言えるでしょう。

## 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」が開催

桃樹さん その労働衛生の取り組みの一環として、毎年「産業保健フォーラム」が開かれています。今年も秋のメインイベント、題して「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」が開催されますね。

蓮美部長 桃樹さん、そう！ 東京で働く人の「心の健康保持・増進、労使における健康確保に関する意識の啓発等」を目的とした、フォーラム。今年で29回目を数えます。

桃樹さん 東京労働局、東京労働基準協会連合会、東京産業保健総合支援センターが主催。東京都、特別区長会、東京都市長会など、多くの事業者団体、災害防止団体が後援するビッグイベントです。

今年は「10月9日(水)」に、昨年と同じく江東区の「ティアラこうとう」を会場として行う予定です。

蓮美部長 これまでも、「過重労働による健康障害防止対策」や、「メンタルヘルス対策」、「疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援」など、労働者の心身に関する課題について、時代を先取りしながら、発信してきましたね。

桃樹さん 入場無料ですから、今年も是非、参加したいと思います。

蓮美部長 桃樹さん、何を言っているの！ 東基連は主催者側ですよ。桃樹さんは参加者ではなく、運営側として主体的に取り組んでもらわなければ困ります！

桃樹さん うっ、うっ、すみません。深く反省します。当日も含め、準備に頑張ります。

## メインテーマ「今こそ知ってほしい化学物質の新ルール」

### サブテーマ「～産業保健スタッフは何をすべきか～」

蓮美部長 はい、よろしくをお願いしますね。

桃樹さん ところで、メインテーマは「今こそ知ってほしい化学物質の新ルール」に、サブテーマは「～産業保健スタッフは何をすべきか～」とされています。蓮美部長は、このフォーラムの実行委員会の委員の一人ですよ。このテーマに決まった背景を、教えていただけますか？

蓮美部長 詳しい内容は割愛しますが、実行委員会では委員の方々が何度も真剣に議論を重ねました。

今、東京の働く人々の健康を守るために大切なことは何か？

勿論、多くの課題があり、どれも重要です。それらの一つひとつ確認しながら議論を深めていきました。

その中で、先程も、化学物質による労働災害の発生状況を見ましたが、化学物質の新ルール「化学物質の自律的管理」がテーマに上がってきたのです。

桃樹さん 化学物質の自律的管理ですか。

蓮美部長 そう。桃樹さん、「化学物質の自律的管理」について、皆さんに簡単に説明して貰えるかしら。

桃樹さん おお！ おお！ おお！ 蓮美部長、急に！ 急に！ 急に！

蓮美部長 「化学物質の自律的管理」については、「会報 東基連」令和4年11月号の「労務・安全衛生深掘り探訪記」でお話しています。読者の方々も覚えておられると思います。桃樹さんも、その時、「よく分かりました」と言っていましたよ。はい、桃樹さん、4年目ですよ。頑張ってください！

## 「個別具体的規制を中心とする規制」から「自律的な管理を基軸とする規制」へ

桃樹さん はい、では、では、では、簡単に説明させていただきます。

厚生労働省が令和5年3月に出したパンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法の施行令の一部を改正する政令等の概要」では、おおむね、次のように記載されています。

「これまでの特化則等による個別具体的規制を中心とする規制を見直し、自律的な管理を基軸とする規制に」と。

蓮美部長 うーん、もう少し分かりやすく言うと、どうなるかしら？

桃樹さん 令和6年3月に厚生労働省が発表した「化学物質管理専門家の指導用マニュアル」の「まえが

き」では、このように書かれています。

「令和4年5月の安全関係省令の改正等により、従来の個別物質ごとに規制を行う『個別規制型』の管理規制とは異なり、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置を核とした『自律的な管理規制』が導入され、化学物質に関する大きな制度改正が動き始めたところである」。

蓮美部長 うーん、ちょっと難しくて、分かり辛いわね。

そうだ、具体的な実施事項について、説明してもらえますか？

桃樹さん 法令の改正点はいくつもありますが、事業者措置義務がかかる主なものは次の通りです。

「ラベル表示・SDS 交付による危険性・有害性情報の伝達義務」

「SDS の情報等に基づくリスクアセスメント実施義務」

「ばく露濃度をばく露濃度基準以下とする義務」

「ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務」

「皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康障害のおそれがないことが明らか物質以外の全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務」

蓮美部長 どれも大切な事項です。自ら、使用する化学物質の危険性を確認し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づくばく露防止措置を講じていくことが求められているということですね。



#### 化学物質を使用する事業場の産業保健スタッフの方へ

桃樹さん そうです。化学物質を使用している事業場は、化学工業メーカーや金属製品製造業などが多いと思っていました。

しかし、先ほどの「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」によれば、食料品製造業や小売店、飲食店など、幅広い業種で化学物質が使用され、災害が発生していることが分かりました。

蓮美部長 化学物質の自律的管理への転換は、そのような状況を踏まえ、事業場が、使用している化学物質の有害性を確認し、リスクアセスメントを通し、危険性の低減に取り組むことを目指しています。

桃樹さん 「化学物質管理者」や「保護具着用管理責任者」の選任も、令和6年4月1日からの施行です。

蓮美部長 化学物質の自律的管理の実施状況は、衛生委員会の付議事項として調査審議することが義務付けられており、化学物質を使用する事業場では、しっかり取り組んでいく必要があります。

桃樹さん その意味から、10月9日に開催される予定の「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」は、大切な機会ともなりますね。

蓮美部長 メインテーマとサブテーマは、先ほどお話しした通りです。

フォーラムの内容は、このテーマに基づき多様に構成されています。

自律的化学物質管理と産業保健についての特別講演や、各業界から取組事例の発表も行われる予定です。健康測定や相談コーナー、各種展示も盛沢山ですよ。

桃樹さん わー、ワクワクしますね。

8月の下旬から、東京労働基準協会連合会のホームページから、フォーラム参加のWeb 申込が始まります。会員の皆さんも、是非、参加していただきたいですね。

蓮美部長 それと、東基連衛生管理者協議会の令和6年度第1回研修会が、9月3日に開催されます。こちらのテーマも「今、直面する『自律的』化学物質管理の転換点～衛生管理者がどのように関わればよいのか、一緒に考えましょう～」です。本号の14ページにご案内の記事を掲載しますので、ご一読ください。

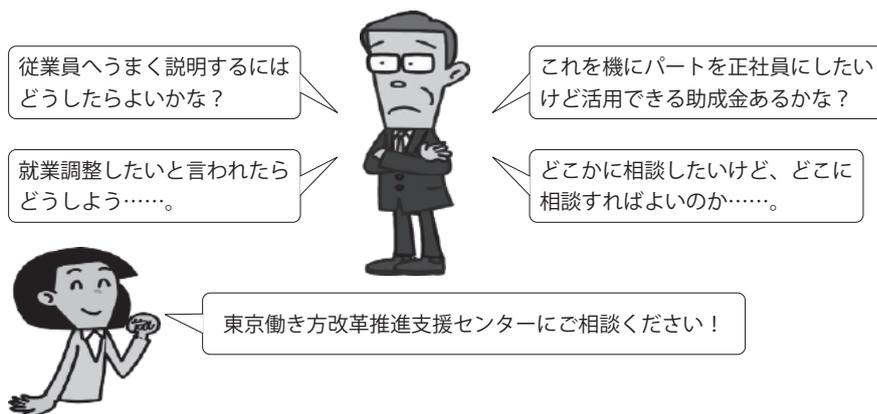
桃樹さん 読者の皆様、今月も「労務・安全衛生 深掘り探訪記」にお付き合いいただき、ありがとうございました。それでは、また来月号でお目にかかりましょう。

# 10月からの社会保険適用拡大への対応 できていますか？

東京働き方改革推進支援センターのご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

10月からは51人以上の企業が社会保険の適用拡大の対象となります……



## 事業主の皆様の労務管理に関するお悩みを専門家がサポートいたします！

東京働き方改革推進支援センター(以下「センター」)では、都内事業者の皆様からの労務管理についてのお悩みから助成金、人材確保対策に関するお問い合わせなど、「働き方改革」に関するご相談について、社会保険労務士等の資格を有した専門家が対応しております。

ご質問・ご相談は、センターへの来所(要予約)、電話、メールなどで受け付けており、さらに専門家が実際に貴社を訪問し(またはオンラインにて)、実情を把握させていただいた上でお悩みを解決するためのコンサルティングを実施しております。

10月からの社会保険の適用拡大に関するご相談も受け付けており、キャリアアップ助成金<sup>(※)</sup>の活用など、貴社の実情に応じた対応策をコンサルティングを通じてご提示いたします。

**費用は無料です**ので、お気軽にご相談下さい！

(※)キャリアアップ助成金の詳細は各検索サイトにて「キャリアアップ助成金」で検索を！ [キャリアアップ助成金](#) [検索](#)

## 多くの事業主が自社の改善を実現しています！

センターを利用され専門家のサポートを受けた多くの事業主が、自社の改善を実現しております。

改善を実現した主な取り組み事例については、以下のアドレスからご覧いただけます。

働き方改革特設サイト 中小企業の取り組み事例 <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>

※掲載されている取り組み事例は東京も含めた全国の働き方改革推進支援センターの支援事例になります。

## お問い合わせはこちら

東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

**所在地** 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階

**最寄り駅** 東京メトロ虎ノ門駅、虎ノ門ヒルズ駅

**電話** 0120-232-865(平日9:00~18:00)

**FAX** 03(6206)7046

**メール** [tokyo@task-work.com](mailto:tokyo@task-work.com)

**HP** <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/Tokyo/>



事業主の皆さまへ(全企業が対象です)

# 育児・介護休業法等が改正されます！ 改正ポイントのご案内

令和7年4月1日から段階的に施行(詳細は今後省令等で定められます)

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

## ①子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現にむけた措置の拡充

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置、事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務化
- 所定外労働の制限(残業免除)の対象が小学校就学前の子まで拡大
- 3歳に満たない子の養育のためのテレワーク導入が努力義務化
- 子の看護休暇の見直し(小学校3年生修了までに延長され、感染症に伴う学級閉鎖等にも利用可能)
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

## ②育児休業取得状況の公表義務拡大、次世代育成支援対策の推進・強化

- 従業員数300人超の企業に対する育児休業等の取得状況の公表義務化
- 次世代育成支援対策推進法の法律期限の延長(令和17年(2035年)3月31日まで)
- 従業員数100人超の企業に対する次世代育成支援対策推進法の行動計画策定時の育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

## ③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務化
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供の義務化 等

改正法に関する詳細や法律案、わかりやすい審議会資料等は東京労働局「令和6年度改正育児・介護休業法 特設ページ」をご確認ください⇒



最新情報は東京労働局公式 YouTube チャンネルから！



改正法に関する最新情報は、東京労働局公式 YouTube チャンネルのショート動画「**育児法1分ニュース**」で随時配信中です。

また、公式チャンネルでは、育児・介護休業法全体の理解に役立つ「3分解説」シリーズや「育児360度解説」等も掲載しております。是非ご登録ください！

チャンネル登録はこちらから⇒

東京労働局 1分ニュース [検索](#)



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部指導課 電話 03-3512-1611

# フリーランス・事業者間取引適正化等法 が令和6年11月1日に施行されます

政省令は令和6年5月31日に公布されました

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

### ①発注事業者の義務の具体的な内容(取引の適正化)

- 書面等による取引条件の明示
- 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- 1か月以上の業務委託をした場合の禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)

### ②発注事業者の義務の具体的な内容(就業環境の整備)

- 募集情報の的確表示
- 6か月以上の業務委託について、育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ハラスメント対策に係る体制整備
- 6か月以上の業務委託について、中途解除等の事前予告・理由開示

詳細は東京労働局特設サイト、YouTube チャンネルをご覧ください

フリーランスに  
関する新しい法律が  
2024年11月1日に  
施行されます！

政省令、指針等が  
公布されました。  
詳細は厚生労働省HP「フリーランス  
として業務を行う方・フリーランスの  
方に業務を委託する事業者の方等へ」  
をご覧ください。

法律に関する詳細は東京労働局「特設サイト」をご確認ください⇒

東京労働局公式 YouTube チャンネルでは、フリーランス法に関する1分動画を公開していますので、是非ご覧ください。

東京労働局公式 YouTube チャンネル(1分動画)⇒

東京労働局 フリーランス法 検索



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部指導課 電話 03-6867-0211



さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

# 東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和6年8月～令和6年9月)

## ◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町  
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

## Web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
8月19日(月) 14:00～16:00	<b>web 研修会</b> 職場の安全と安心を守る カスタマーハラスメント対策 カスタマーハラスメント(以下カスハラ)対策は従業員が安心して働ける組織づくりのために必要不可欠なものであり、事業所として対策を講じることが求められています。 ですがカスハラは社内のハラスメントと違い、社外の顧客関係が複雑にからんだデリケートな問題です。 トラブルから組織や従業員を守るためカスハラ対策の取り組み方について考えてみましょう。	産業カウンセラー 森井 梢江	70
8月27日(火) 14:00～16:00	<b>web 研修会</b> メンタルヘルス対策と心の健康づくり計画作成のポイント 職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあり、メンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。 そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。 当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。	本山社会保険 労務士/行政書士 事務所所長 特定社会保険労務 士・行政書士・ 公認心理士 本山 恭子	70
9月3日(火) 14:00～16:00	<b>web 研修会</b> 海外派遣労働者と外国人労働者の健康管理 社会のグローバル化に伴い、海外に社員を派遣する企業や外国人労働者を使用する企業が増えています。こうした労働者には感染症など様々な健康問題があることがあり、それに対応するための健康管理対策が求められています。 本研修では、産業医が海外派遣労働者や外国人労働者に提供すべき健康管理対策について解説します。	濱田 篤郎	70
9月9日(月) 14:00～16:00	<b>web 研修会</b> 事例から学ぶ産業保健スタッフが知っておきたい職場のメンタルヘルス対策の秘訣① 産業保健スタッフ等(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 講師がこれまで実際に見聞きしてきた職場のメンタルヘルス対策の失敗事例、成功事例を中心に、困難を乗り越えてうまく軌道にのせていくための秘訣をお伝えします。 また、ストレスチェック実施後、集団分析結果を踏まえた職場環境改善活動時や高ストレス者への面談時に使えるツール、健康経営の推進に使えるツールなどもご紹介いたします。 さらに、現在、厚生労働省で開催されている「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」の状況もお話しいたします。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	70

研修日時	研修テーマ	講師	定員
9月13日(金) 14:00~16:00	<p><b>web 研修会 レジリエンスについて</b></p> <p>仕事上の挫折や生活上でのネガティブなライフイベントは、程度の差はあれ、すべての人に共通して起こり得る。特に現代社会においては、以前よりも多種多様な困難や不測の事態がより身近に存在する現状がある。ネガティブなライフイベントは避けることが出来ないが、ネガティブなライフイベントを経験してもそれを糧とし、しなやかに乗り越えていくことが必要となるのではないだろうか。</p> <p>EAP カウンセラーの経験から挫折・困難な状況からの回復力である「レジリエンス」について情報提供いたします。</p>	<p>レジリエ研究所 所長 / (一社) 国際 EAP 協会 日本支部理事長 市川 佳居</p>	70

## 会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
8月9日(金) 14:00~16:00	<p><b>「メンタルヘルス・マネジメント入門」～社員を円滑に専門家につなぐ方法～</b></p> <p>社員にメンタルヘルス不調が発生した場合、その社員が医療、もしくは産業保健スタッフに繋がるまでは、主に管理監督者もしくは人事労務担当者が関わることになります。</p> <p>そこで、社員を精神科に繋げるためには、精神科が必要だという根拠を示し、かつ精神科の受診を勧めるという勧奨スキルも重要となります。</p> <p>個人情報のやりとりにも、丁寧に「同意を取る」関わりが必要です。</p> <p>本研修では、社員を円滑に専門家につなげるための方法について解説を行います。</p>	<p>(株)ジャパン EAP システムズ 臨床心理士 松本 桂樹</p>	55
8月26日(月) 14:00~16:00	<p><b>労働安全衛生法の基礎</b></p> <p>法令に基づき管理を適正に行うため、法令の読み方、法令用語、所管する官庁、罰則、最近の法令改正、留意事項等主に労働衛生分野について学びます。</p>	西村 知行	55
8月28日(水) 14:00~16:00	<p><b>メンタルヘルス不調者の職場復帰支援～発達障害等の困る事例を通して～</b></p> <p>適応障害、抑うつ等の診断名を多く目にするがあると思います。</p> <p>実は併存しやすい病気や症状が、発達障害の特性から起きる二次的な問題として出てくることも言われてきております。</p> <p>大事なキーワードの一つとも言えるように思います。</p> <p>対人トラブル、うつや不安障害、ひきこもりなどのベースにその特性の傾向が見られることもあるようです。</p> <p>周囲との関わりにおいては、そのことが知られず、理解もされず傷つき体験となることもあるようです。</p> <p>支援がたどり着くのに少し時間がかかる場合もあり、その特性に気づくことが早い支援、一定の回復につながるように思います。</p> <p>今後、「合理的配慮」を意識した支援も必要になってきます。</p> <p>個々の違いもあり、しかしながら周囲の正しい理解があればサポートして、個を活かすことができる、時間をかけてサポートできる事例を基にお伝えできればと思います。</p>	<p>労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子</p>	55
9月10日(火) 14:00~16:00	<p><b>過労死等を防ぐために</b></p> <p>令和4年度の過労死等の労災認定件数は904件となり、このうち、精神障害の労災認定件数は710件と過去最多になりました。</p> <p>こうした事案を防ぐには、各社が取り組んでいる長時間労働削減案や健康確保、メンタルヘルス、ハラスメント等の対策について、現状や課題を分析し、さらなる対策を推進していくことが重要です。</p> <p>また、労災認定された事案から、過労死等を防ぐために必要なことは何か、考えていきたいと思えます。</p>	野村 みどり	55
9月11日(水) 14:00~16:00	<p><b>働き方改革関連法をめぐる現状と課題 ～時間外労働の上限規制とカスタマーハラスメント～</b></p> <p>2019年4月に施行された「働き方改革関連法」及び同法の基礎となった「働き方改革実行計画」について時間外労働の上限規制を中心として振り返り、長時間労働者の現状と課題及び2024年4月に施行された「適用猶予事業・業務(建設業、自動車運転者及び医師)の時間外労働規制のあらましを解説します。</p> <p>また、2023年9月に「精神障害の労災認定基準」に追加されたカスタマーハラスメントの対策について解説します。</p>	荒川 輝雄	55
9月18日(水) 14:00~16:00	<p><b>ストレスチェック制度実施から ～歴史と流れ、大事な成果とは、高ストレス者とは～</b></p> <p>2015年12月から義務化して今年で9年目、基本となる57調査項目を軸に、80項目、100項目と増えているところもあるかも知れません。</p> <p>産業医の選任義務のある事業場、一般健康診断の対象者と同様の皆さんに実施義務のあるいま、その実施成果はいかがでしょうか。</p> <p>いま「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」の検討委員会が開催されております。</p> <p>何がどのように変化するか、まだ見えないですが、PDCAサイクルを取りいれながら、ストレスの気づき、セルフケアとして、メンタルヘルス不調の未然防止の重要性、集団分析での職場環境改善の方向性、こころの健康診断といえる意味を皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。</p>	<p>労働者健康安全 機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子</p>	55
9月24日(火) 14:00~16:00	<p><b>産業保健スタッフのための定期健康診断の実際(基礎編)</b></p> <p>定期健康診断は産業保健の基礎となるものです。この健診がどのような法律に基づいて行われるのか、誰が行うのか、結果の取り扱いについてどの様な規則があるのか等基本的な解説をします。</p> <p>また、実際に職場で困った事、苦労した事例などありましたらお持ち下さい。皆さんで検討しましょう。</p>	高山 俊政	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
9月30日(月) 14:00～16:00	<b>労働関係法令等の動向</b> ～新たな化学物質規制、個人事業者の安衛法適用等、法令の相次ぐ改正を考える～ 化学物質規制については対象物質が大幅に増加しており、今まで化学物質と無縁だと思っていた三次産業等の事業場でも今後は対応が必要となることが予想されます。 個人事業主に対する労働安全衛生法の適用についても一定規則の改正が行われましたが、今後も改正が続くと思われます。 また、家事使用人を労働者に含める等の労働基準法の改正も行われる予定であるほか、脳心臓疾患や精神障害の労災認定基準についても変更が相次いでいます。 労働関係法令等について現在どのような改正が行われ、そして今後どうなっていくのか、その動向について考えてみたいと思います。	中山 篤	55

## 建設業の一人親方等に対する 安全衛生教育支援事業について

お聞き及びの方もいるかもしれませんが、初めて耳にしたという方も多いかとおもいます。建設業、それも一人親方等に対する事業であり、会員の方には馴染みがないと思います。が、紙面に余裕が出たことで、今回、少し宣伝させていただくことになりました。

この事業は東京オリンピック前の平成29年6月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が発端になっています。建設現場では、労働者以外の作業員、一人親方等の方が死亡する災害が一定数発生していました。厚生労働省の統計ではここ5年間で435名が死亡しています。労働者でないため、労働安全衛生法による保護はなく、対策は現場まかせというのが実情でした。

教育がないから災害に遭うのではないか、だったら国が委託して、一人親方等の方に安全衛生教育を実施しようというのがこの事業の目的でした。

そうしたところ、令和3年5月17日の最高裁の判決(いわゆる建設アスベスト訴訟)において国が敗訴しました。裁判官は「労働者でなくても、同じ作業場所で有害物に暴露される作業員に対しては、一定の規制が必要である」と判決文で述べています。

これを受けて厚生労働省では、有害な作業環境における周知義務や配慮義務などを盛り込んだ改正労働安全衛生規則を令和5年4月1日に施行しました。さらに、来年令和7年4月1日からは、危険な作業に対しても拡大適用してゆくことが決まりました。これからは労働者という概念を超えた「作業に従事する者」にも配慮が必要になるのかもしれません。

ご興味があるかたは、一度ネットで情報を収集してみてくださいと思います。

建設業の一人親方等に対する  
安全衛生教育支援事業



[zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/top.html](https://zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/top.html)

改正された労働安全衛生規則



[mhlw.go.jp/content/11300000/000930498.pdf](https://mhlw.go.jp/content/11300000/000930498.pdf)

令和7年4月1日施行の  
労働安全衛生規則



[mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240502K0030.pdf](https://mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240502K0030.pdf)

# 休憩室

BREAK  TIME

## 佐渡島に生まれ

皆さんは、佐渡島と聞いて真っ先に何を思い浮かべますか？ 多くの方は、日本海に浮かぶ小さな島、流人の島というイメージが多いのではないのでしょうか。小生は佐渡島に生まれ、高校を卒業と同時に就職のため関東地方に出てきました。当初就職した職場で同僚や上司の方に「何処の出身？」とよく聞かれました。小生は「佐渡島です」と恥ずかしそうに答えたことを思い出します。当時は佐渡島がすごく田舎だという思いがあったからだと思います。数年が過ぎた頃から、佐渡島は凄いい所、良い所だということを知って分かってもらいたく、佐渡島には国際保護鳥の「朱鷺(トキ)」が居るんだよ。佐渡島は伊豆七島の島々と違ってデカイんだよと偉そうに言うようになりました。

ちなみに佐渡島は、本州などの主要4島と北方領土を除く日本の島の中では、沖縄本島に次ぐ面積を持ち、東京23区の1.5倍の大きさです。

若い人の中には、トキというと何それは。中には、鷺(サギ)？ という方もいます。ニッポニア・ニッポンだよという、お分かりになる方もおられることでしょう。

トキについてちょっとお話をします。大正時代は個体数は少ないものの、日本の各地に生息していたとのこと。年々その数が減少し、日本最後の生息地が佐渡島(現佐渡市)でした。1981年に全鳥捕獲により野生絶滅となりました。2003年(平成15年)に最後の日本産トキ「キン」が死亡しました。2008年中国から2羽を寄贈され、人口繁殖が行われ、その後毎年放

鳥がされるようになりました。(ちょいたし：過去には秋篠宮ご夫妻がトキ放鳥に参加されました。)現在は、野生下での生息数は500羽以上となっているようです。

このように生息数が増えているにもかかわらず、小生は野生下でのトキに遭遇したことがありませんでした。それが、今年の5月のゴールデンウィークに帰省し、田植えのお手伝いのため小高い山の田んぼに行った時に、大空を飛んでいる野生下の1羽のトキに遭遇しました。とても感動しました。携帯で写真を撮ろうと思いましたが、見入っていたため、撮ることができなく、悲しい思いをしました。

トキの話はこれくらいにして、皆さんはメディア等で何度も報道されているように、「佐渡島の金山」が世界文化遺産への登録を目指していることはご存知かと思います。

先月、ユネスコの諮問機関「イコモス」は4段階の評価で上から2番目の、「情報照会」の勧告をまとめました。文化庁は関係省庁、佐渡市、新潟県と登録を目指し対応していくとしました。去年はイコモスに「情報照会」と勧告された6件中6件が、その年の世界遺産委員会で世界文化遺産に登録されています。7月にインドで世界遺産委員会が開催され、この記事が読まれる頃には、世界文化遺産に登録となっていることと思います。

世界文化遺産に登録されると観光客が佐渡島に殺到すると思われます。多くの観光客が訪れることは良いことですが、自然豊かな佐渡島が環境破壊となるのではと危惧するところもあります。

まだまだ紹介しきれない観光名所がたくさんあります。是非この機会に佐渡島へ訪れては如何ですか。

最後に、この年(62歳)になってみて佐渡島に生まれて本当に良かったと、胸を張ることができるようになりました。

サドガシマン

# 行政の窓から

その519

## 個人事業者等の安全衛生対策について 労働安全衛生規則等の一部改正 (2025年4月～施行)

東京労働局 労働基準部 安全課

労働安全衛生規則等の改正により、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

### 法令改正等の主な内容

#### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること

#### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人(一人親方、下請業者)に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人(一人親方、下請業者)に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること



トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

# 枝切り作業の際に 送電線に接触し2人が感電

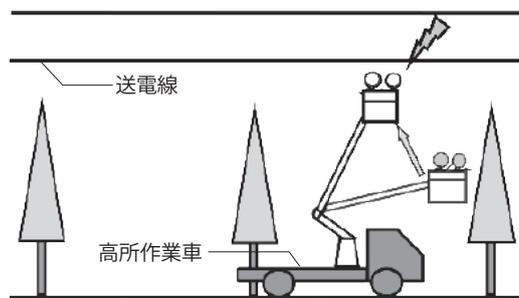
業種 造園業 職種 作業員

## 災害発生状況

被災者らは高所作業車を使用して街路樹(高さ7.5m)の枝の剪定を行っていた。

作業終了後、高所作業車のブーム(伸縮箇所)を格納しようとする、他の構造物に接触するおそれがあることが判明した。そのため、ブームを一旦上方へ伸ばしてから旋回し、ブームを格納しようとした。その際、高所作業車の上方にあった送電線(高さ12m)に気付かず2人が感電し、うち1名が死亡、1名が2週間意識不明となった。

- 送電線の電圧は66,000Vであった。
- 高所作業車での作業の際、監視人は配置されていなかった。
- 作業指揮者が配置されていたが、災害発生時は作業指揮者は地上の剪定作業を行っていた。
- 作業計画は作成されていたが、ほかの現場の作業計画が流用されたものであり、送電線の状況等が検討された計画になっていなかった。
- 被災者らの服装は墜落制止用器具と墜落時保護用の保護帽、安全靴を着用していた。
- 朝礼時に危険予知トレーニング等を行われていなかった。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

## 災害発生原因

- 1 送電線に接近したこと。
- 2 送電線への接近を防止するため、専任の監視人を配置していなかったこと。
- 3 作業指揮者がブームの昇降等危険性が高い作業の際、作業指揮を行っていなかったこと。
- 4 作業場所について事前調査が十分に行われていなかったこと。また、事前調査に基づいた作業計画が適切に作成されていなかったこと。
- 5 朝礼時に危険予知トレーニング等の労働者の安全意識の向上を図る取組を行っていなかったこと。

## 災害防止対策

- 1 安全な離隔距離を保つこと。また、安全な離隔距離の付近に防護ゲートや標識等を取り付け、労働者の注意を喚起するとともに、ジブ等の行動範囲を制限すること。
- 2 送電線への接近を防止するため、専任の監視人を配置すること。
- 3 作業指揮者に適切に作業の指揮を行わせること。
- 4 作業場所の事前調査を行うこと。また、事前調査結果に応じた作業計画を作成し、周知すること。
- 5 朝礼時に危険予知トレーニング等の労働者の安全意識の向上を図る取組を行うこと。

# 令和6年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

8人

前年同期

11人

## ●令和6年死亡災害発生状況(6月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	1	-1
建設業	3	3	0
土木工事業	0	1	-1
建築工事業	1	2	-1
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	2	0	2
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	1	2	-1
ハイヤー・タクシー業	0	1	-1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	2	-2
小売業	0	1	-1
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	1	0	1
ビルメン業	1	0	1
その他の三次産業	1	2	-1
金融業	0	0	0
警備業	1	1	0
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	1	0	1
全産業合計	8	11	-3

(注1)左段は本年6月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和6年死傷災害発生状況(6月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	230	264	-12.9
建設業	386	410	-5.9
土木工事業	49	72	-31.9
建築工事業	265	260	1.9
木造家屋建築工事業	17	18	-5.6
その他の建設業	72	78	-7.7
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	465	464	0.2
ハイヤー・タクシー業	161	174	-7.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	197	163	20.9
商業	791	800	-1.1
小売業	597	580	2.9
保健衛生業	557	551	1.1
社会福祉施設	436	445	-2
接客娯楽業	421	414	1.7
飲食店	333	305	9.2
清掃と畜業	396	358	10.6
ビルメン業	280	230	21.7
その他の三次産業	729	642	13.6
金融業	38	34	11.8
警備業	129	136	-5.1
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	37	26	42.3
全産業合計	4,370	4,266	2.4

(注1)左段は本年6月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※  
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター 学科 4日				19(火)~22(金)
		中央支部 学科 3日		4(水)~6(金)		6(水)~8(金)
	衛生管理者 (第2種)	センター 学科 3日				19(火)~21(木)
		中央支部 学科 2日		4(水)~5(木)		6(水)~7(木)
	衛生(特例)	センター 学科 2日				21(木)~22(金)
		中央支部 学科 1日		6(金)		8(金)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日				
X線	センター	学科 2日			28(月)~29(火)	

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
  - 雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
  - 石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
  - 熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
  - その他の講習会は東東職業能力開発センターが会場です。

- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。 ■

## 編集後記

万緑の山々に囲まれ、山間<sup>やまあい</sup>を縫うように流れる神流川。この清流に沿う群馬県上野村の集落の傍らに、慰霊の園がある。昭和60年(1985年)8月12日に発生した日航ジャンボ機御巢鷹山墜落事故では、520名の方が犠牲になられた。ここ慰霊の園には、合掌<sup>かたど</sup>を模った慰霊塔と納骨堂が建てられ、慰霊塔を取り囲むように半円形に犠牲者の氏名を彫り込んだ石碑が。年に数回訪れるが、氏名を読み進むうちに、いつもやり場のない怒りと哀しみが込み上げてくる。

39年前のあの衝撃は忘れられない。前日の8月11日の夕刻、妻は6か月の長男を抱き、羽田から大阪伊丹空港へ向かう日航機に乗っていた。職場の先輩のお父様が事故機に搭乗し、犠牲になられたとの話も伝わってきた。誰もが他人事では無いと、テレビ等の報道に噛り付いた。忘れられない。忘れてはならない。

今年の1月、羽田空港で日航機と海上保安庁の航空機が衝突。海保機の乗員5名の方々が亡くなられた。日航機の乗客乗員379人は全員脱出。様々な論評があったが、「8・12連絡会」の事務局長を務める美谷島邦子さんが、海保機の乗員の死を悼んだうえで、日航機の乗客乗員全員が避難できたことについて、「日頃の訓練、命を守る意識の賜物だと思う」と述べた言葉が印象に残っている。

日本航空では「三現主義」に基づく取り組みを進めているという。現地(事故現場)に行き、現物(残存機体、ご遺品等)を見て、現人(事故に関わった方)の話聞くことで、物事の本質が理解でき、意識の奥底から安全の重要性が啓発されると。美谷島さんの言う「命を守る意識」は、このような教育・訓練から育まれたものであろうか。

私達の労働現場には、ハラスメント、過重労働、不安全な作業環境、有害物など危険な事象は幾つも存在している。これらが命を脅かすものであると、意識の奥底から認識し、「命を守る意識」を持って立ち向かってゆくことを確認する8月としたい。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	8月	9月	10月	11月	
登録講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	29(木)~30(金)	19(木)~20(金)	28(月)~29(火)	25(月)~26(火)
		中央・足立荒川	学科 2日		12(木)~13(金)		28(木)~29(金)
		たま研修センタ	学科 2日				11(月)~12(火)
	衛生推進者	センター	学科 1日	5(月)	5(木)	7(月)	11(月)
		中央・足立荒川	学科 1日		27(金)		26(火)
		たま研修センタ	学科 1日	22(木)			
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	28(水)~29(木)	4(水)~5(木)	3(木)~4(金)	19(火)~20(水)
		中央・足立荒川	学科 2日		9(月)~10(火)		
		たま研修センタ	学科 2日			7(月)~8(火)	
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	21(水)	30(月)		8(金)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日			27(日)	
	アーク溶接	センター	学科 2日	28(水)~29(木)	24(火)~25(水)	29(火)~30(水)	27(水)~28(木)
			実技 1日	30(金)	26(木)	31(木)	29(金)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	26(月)~27(火)	24(火)~25(水)	15(火)~16(水)	25(月)~26(火)
	低圧電気	センター	学科 1日	<del>5(月)</del>	9(月)	7(月)	11(月)
			実技 1日	<del>6(火) / 7(水) / 8(木)</del>	10(火) / 11(水) / 12(木)	8(火) / 9(水) / 10(木)	12(火) / 13(水) / 14(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日	19(月)		28(月)	
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日				
	粉じん	センター	学科 1日		27(金)		22(金)
	テールゲートリフター	センター	学科 1日		6(金)		7(木)
		中央支部	学科 1日		25(水)		
	たま研修センタ	学科 1日					
	ダイオキシン	センター	学科 1日	28(水)		21(月)	
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日		18(水)		
化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日				1(金)	
	中央支部	学科 1日	26(月)		2(水)		
	たま研修センタ	学科 1日		20(金)			
化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日					
	中央支部	学科 2日					
	たま研修センタ	学科 2日				20(水)	
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	21(水)	30(月)	25(金)	29(金)	
	中央支部	学科 1日					
	たま研修センタ	学科 1日		<del>25(水)</del>	28(月)		
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日			18(金)		
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日			30(水)~31(木)		
その他	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
		たま研修センタ	学科 半日				
		上野・王子・足立荒川	学科 半日				
		亀戸・江戸川	学科 1日				
職長教育	センター	学科 2日	1(木)~2(金)	9(月)~10(火)	1(火)~2(水)	5(火)~6(水)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日			21(月)~22(火)		
携帯用丸のご盤	センター	学科・実技 1日		5(木)		20(水)	
KYT	センター	学科 1日	6(火)	9(月)	4(金)	8(金)	
	上野・王子・足立荒川	学科 1日					
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日					
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日					

## 法定講習会等開催予定(2024年8月～11月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回のご案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2024年7月19日現在)

講習会名		申込受付	科目	8月	9月	10月	11月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		17(火)～18(水)		7(木)～8(金)
		試験	1日		30(月)		18(月)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日				
		試験	1日				
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	5(月)～6(火)		7(月)～8(火)	
		実技	1日	7(水)／8(木)／9(金)		9(水)／10(木)／11(金)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		9(月)～10(火)		5(火)～6(水)
		実技	1日		11(水)／12(木)／13(金)		7(木)／8(金)／11(月)
ガス溶接	センター	学科	1日	26(月)	19(木)	24(木)	25(月)
		実技	1日	27(火)	20(金)	25(金)	26(火)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日		2(月)		
		実技	1日		6(金)		
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日		2(月)	1(火)	28(月)
		実技	平日		3(火)～5(木)	2(水)～4(金)	29(火)～31(木)
		土日		7(土)8(日)14(土)		11/2(土)3(日)9(土)	
	たま研修センタ	学科	1日	29(木)			7(木)
	実技(日野羽村)	3日	9/1(日)8(日)15(日)			10(日)17(日)24(日)	
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日		13(金)		18(月)
		実技	1日		17(火)／18(水)／19(木)		19(火)／20(水)／21(木)
玉掛け	センター	学科	2日	22(木)～23(金)	19(木)～20(金)	21(月)～22(火)	11(月)～12(火)
		実技	1日	26(月)／27(火)／28(水)	24(火)／25(水)／26(木)	23(水)／24(木)／25(金)	13(水)／14(木)／15(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			<del>15(火)～16(水)</del>	
	実技(日野羽村)	1日			<del>20(日)／27(日)</del>		
	たま研修センタ	学科	2日			17(木)～18(金)	
	実技(日野日野)	1日			20(日)／27(日)		
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日				3(日)or10(日)
	(日野日野)						
木工機械	センター	学科	2日			28(月)～29(火)	
プレス機械	センター	学科	2日		17(火)～18(水)		
乾燥設備	センター	学科	2日			21(月)～22(火)	
	たま研修センタ	学科	2日		26(木)～27(金)		
はい作業	センター	学科	2日	19(月)～20(火)		23(水)～24(木)	
	たま研修センタ	学科	2日				26(火)～27(水)
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	<del>1(木)～2(金)</del>	2(月)～3(火)	3(木)～4(金)	19(火)～20(水)
	中央支部	学科	2日	8(木)～9(金)	19(木)～20(金)	10(木)～11(金)	25(月)～26(火)
	たま研修センタ	学科	2日		11(水)～12(木)		
鉛	センター	学科	2日			30(水)～31(木)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	<del>6(火)～7(水)</del>	10(火)～11(水)	8(火)～9(水)	12(火)～13(水)
		実技	1日	<del>8(木)～9(金)</del>	12(木)／13(金)	10(木)／11(金)	14(木)／15(金)
	中央支部	学科	2日	28(水)～29(木)			20(水)～21(木)
		実技	1日	30(金)			22(金)
	たま研修センタ	学科	2日		3(火)～4(水)		
	実技	1日		<del>5(木)／6(金)</del>			
有機溶剤	センター	学科	2日	<del>21(水)～22(木)</del>	4(水)～5(木)	1(火)～2(水)	5(火)～6(水)
			2日	<del>28(水)～29(木)</del>	24(火)～25(水)	15(火)～16(水)	27(水)～28(木)
	たま研修センタ	学科	2日	<del>5(月)～6(火)</del>		3(木)～4(金)	14(木)～15(金)
石綿	センター	学科	2日	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)	1(火)～2(水)	5(火)～6(水)
			2日	26(月)～27(火)	26(木)～27(金)	17(木)～18(金)	21(木)～22(金)
	中央支部	学科	2日	20(火)～21(水)		3(木)～4(金)	27(水)～28(木)
	たま研修センタ	学科	2日			10(木)～11(金)	
	上野・王子・足立荒川	学科	2日				
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	27(火)		18(金)	

技能講習